

○申請書は A4 用紙 1 枚に収まるように記入してください。
○必要部数 1 部(申請用)を記入後、提出してください。
※添付書類・・・受講証明書または創業セミナー修了証書の写し

○提出日を記入してください。
○申請期限は、原則、最終受講日から 1 年以内

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成 26 年経済産業省令第 1 号）第 7 条第 1 項の規定による証明に関する申請書

令和○年12月25日

つくばみらい市長 小田川 浩 殿

○押印は不要です。
○特定創業支援事業による支援を受けた個人の住所等を記載します。
○すでに法人となって 5 年以内の場合は、法人の住所、法人名と代表者名を記載します

住 所 つくばみらい市福田195番地
電話番号 0297-58-2111
申請者氏名 未来 林蔵
(※法人の場合は代表者名)

産業競争力強化法第 128 条第 2 項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第 2 条第 3 項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

創業セミナー(つくばみらい市商工会)

受講日 令和○年 10 月 8 日、15 日、11 月 5 日、12 日

2. 設立する会社の商号(屋号)・本店所在地

・商号(屋号) 株式会社 みらいりんぞう興業

・本店所在地 茨城県つくばみらい市加藤 237

3. 設立する会社の資本金の額 100 万円 (会社の場合)

4. 事業の業種、内容

イベント業(イベント企画・運営・参加・映像・音響・商品 PR)

5. 事業の開始時期 令和○年2月27日

証明日 令和○年1月11日

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

有効期限 令和○年3月31日まで

○2～5は、特定創業支援を受けて設立しようとする会社について記載してください。

○本証明書の提出先は、法務局、信用保証協会、金融機関、日本政策金融公庫などです。

○この枠内は記載しません。
○有効期限は租税特措法の関係で法改正により変更となる可能性があり、証明書の発行時期により使用可能な期間が変わります。詳細は申請時に担当におたずねください。

(注) 会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。